

フェニックス共済に加入しましょう

▼問合せ 東播磨県民局総務防災課 ☎079(421)9007

皆さん、住宅再建共済制度「フェニックス共済」への加入はお済みですか？

フェニックス共済とは兵庫県が提供する「住まい再建のしくみ」です。

住宅再建共済制度
年額5千円の共済負担金で自然災害での半壊以上の住宅の再建に対し、最大600万円を給付。

一部損壊特約

住宅再建共済制度加入者のうち希望される方で、負担金年額500円で一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の住宅に対し25万円を給付。
家財再建共済制度
年額1千500円の共済負担金で自然災害での半壊または、床上浸水に対し、最大50万円を給付。

フェニックス共済説明会を開催します

フェニックス共済の詳しい内容や加入手続きに関する説明会を開催します。

ぜひこの機会に疑問点を解消し、加入手続きも済ませましょう！

▼実施場所 役場第1庁舎1階ロビー（正門玄関入り右側）

▼実施日時 10月24日(月) 28日(金) 午前10時～午後4時

▼持ち物 加入手続きを希望される方は、振替用の金融機関口座番号と届出印またはクレジットカードをご持参ください



播磨町子育て支援センター

▼福祉グループ

☎079(435)2362

▼北部子育て支援センター

☎078(944)0717

▼南部子育て支援センター

☎079(437)4188

子育て支援センター わくわく ニコニコの予定

0歳児の集まり「すやすや」「よちよち」、1歳児の集まり「ぐんぐん」、2歳児の集まり「のびのび」に参加してお友達と交流しながら、親子で一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

	南部 子育て支援センター	北部 子育て支援センター
すやすや（0歳児） 平成28年4月2日～	▶日時 11月2日(水) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	▶日時 11月9日(水) 10:00～11:00 ▶申込み 不要
よちよち（0歳児） 平成27年4月2日～ 平成28年4月1日生		
ぐんぐん（1歳児） 平成26年4月2日～ 平成27年4月1日生	季節の飾りをつくろう ▶日時 11月8日(火) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	保育園のお友だちと遊ぼう ▶日時 11月11日(金) 10:00～11:00 ▶定員 15組 ▶申込み 11月1日(火) 午前9時から電話または直接受け付けます
のびのび（2歳児） 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生	季節の飾りをつくろう ▶日時 11月10日(木) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	幼稚園のお友だちと遊ぼう ▶日時 11月21日(月) 10:00～11:00 ▶定員 30組 ▶申込み 11月1日(火) 午前9時から電話または直接受け付けます

▶持ち物 名札（名札をお持ちの方はご持参ください）、お茶、タオル
▶対象 町内在住の方
※動きやすい服装でお越しください。
※たくさんの方に参加していただききたいので、**どちらか一方の支援センターに参加してください。**
※駐車場が少ないので、徒歩・自転車でお越しください。
※詳しくは、それぞれの支援センターへお問い合わせください。



女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日



女性に対する暴力は、女性の人間としての尊厳を否定する行為であり、決して許されるものではありません。このことは、国際的にも重大な問題として認識されており、国連では、11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」として定めています。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

政府では、毎年、11月12日から女性に対する暴力撤廃国際日である11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、内閣府をはじめとする関係省庁や地方公共団体などが様々な運動を展開しています。

播磨町でも、次のような取り組みを実施しますのでぜひご協力ください。

- ・役場・町内公共施設カウンターでパープルリボンをお渡しします。皆さんもぜひ着用してください。
- ・役場第1庁舎駐車場側壁面に「女性に対する暴力をなくす運動」の懸垂幕を設置
- ・役場各グループカウンターに運動のミニのぼりを設置
- ・チラシやポスターを関係機関に配布します
- ・DVに関する研修会を開催します

女性に対する暴力をなくす運動のシンボルパープルリボン

平成27年度のポスター

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 11月14日～20日

法務省と全国人権擁護委員連合会では、11月14日から20日まで『全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間』と定め、夫・パートナーからの暴力やセクシャル・ハラスメントなど、女性をめぐる人権問題についての電話相談をお受けしています。

相談は無料、秘密は守られます。

▶日時 11月14日(月)～18日(金) 8:30～19:00
19日(土)、20日(日) 10:00～17:00

▶相談電話番号 ☎0570(070)810

▶相談員 人権擁護委員、法務局職員

▶相談内容 女性をめぐる人権問題

▶問合せ 神戸地方方法務局人権擁護課 ☎078(392)1821(内線345)

年金

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは平成28年1月から12月までに納付した保険料の全額です。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年中に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬または翌年2月上旬に日本年金機構から「社

会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

●「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付時期

●11月上旬に送付される場合
本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額を記載した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

●2月上旬に送付される場合
年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。(11月上旬に発送された方は除きます)